

鳥取市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市福祉のまちづくり推進事業補助金（以下「本補助金」という。）の交付について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語の意義は、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成18年法律第91号。以下「法」という。）、高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律施行令（平成18年政令第379号。以下「政令」という。）及び鳥取県福祉のまちづくり条例（平成20年鳥取県条例第2号）で使用する用語の例による。

(交付目的)

第3条 本補助金は、建築主等（国、地方公共団体その他これらに準ずるものを除く。以下同じ。）が本市の特定建築物のバリアフリー化を促進し、もって本市における高齢者、障害者等の住みよいまちづくりを推進することを目的として交付する。

(補助対象事業)

第4条 本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、鳥取県福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱（令和4年3月30日付け第202100323861号鳥取県生活環境部長通知。以下「県要綱」という。）第4条第1項各号に規定する事業のうち鳥取市内に存するものについて行う事業とする。

(補助対象経費)

第5条 本補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業に要する経費（工事請負費、委託料その他市長が適当と認めるものに限り、消費税及び地方消費税に相当する額を除く。）とする。

(補助金の算定等)

第6条 本補助金の額は、補助対象経費の額（県要綱第4条第1項に規定する間接補助対象経費の額とする。）に同項各号のアに定める交付割合を乗じて得た額（1,000円未満の端数は、これを切り上げる。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。

(交付申請)

第7条 規則第4条の規定により、本補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書を市長が別に定める日までに市長に提出しなければならない。

2 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号、第2号及び第4号に規定する書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 規則第4条第1号の事業計画書（様式第1号）
- (2) 規則第4条第2号の収支予算書（様式第2号）
- (3) その他市長が必要と認める書類

（承認を要しない変更）

第8条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

- (1) 本補助金の増額
- (2) 本補助金の2割を超える減額
- (3) 補助対象事業の実施場所の変更
- (4) 補助対象事業により設置する設備の機能に影響を及ぼすと認められる構造の変更

（着手届を要しない場合）

第9条 規則第10条第1項第3号の市長が別に定める場合は、同項第1号又は第2号に規定する場合以外のすべてに係る場合とする。

（実績報告）

第10条 規則第12条の規定による補助事業等実績報告書は、補助事業完了後1か月を経過する日又は本補助金の交付の決定があった日の属する年度の3月15日のいずれか早い日までに市長に提出しなければならない。

- 2 前項の実績報告書に添付すべき規則第12条第1号に定める事業報告書は様式第1号に、同条第2号に定める収支決算書は様式第2号によるものとする。

（財産の処分制限）

第11条 規則第16条ただし書の市長が定める期間（以下「処分制限期間」という。）は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する耐用年数に相当する期間（同令に定めのない財産にあっては、市長が別に定める期間）とする。

- 2 規則第16条第4号の市長が定める財産は、次のいずれかに該当する財産とする。
 - (1) 取得価格又は効用の増加価格が50万円以上の機械及び器具
 - (2) その他交付目的を達成するため処分を制限する必要があるものとして市長が別に定めるもの

（収益納付）

第12条 本補助金の交付を受けた者（以下「交付事業者」という。）は、補助対象事業により取得し又は効用の増加した財産の処分により収入があったときは、当該収入があったことを知った日から5日以内に、市長にその旨を報告しなければならない。

- 2 前項の場合において、市長がその収入の全部又は一部に相当する額を市に納付する

よう指示したときは、交付事業者は、これに従わなければならない。

(雑則)

第 13 条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、都市整備部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成 27 年 11 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の鳥取市福祉のまちづくり推進事業補助金交付要綱第 4 条の規定において、
県要綱第 3 条第 1 項各号に規定する施設のうち、同項第 1 号アに掲げる用途の建築物
及び同項第 2 号に掲げる県要綱別表 2 の第 1 欄に掲げる施設については、平成 29 年
度から平成 31 年度までに限り、本補助金の交付の対象とする。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 7 月 30 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 6 月 6 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。